

ロビーシティ相模大野五番街第一団地管理組合 管理規約

- 本管理規約案は、第 36 回通常総会にて承認された場合、その他細則の全面改正までの間、規約原本の写しとして皆様にご使用頂きます。
- そのため、正式な写し配布まで本管理規約案を大切に保管頂ますようお願いいたします。所有者が変更となった場合、本管理規約案の引き継ぎをお願いします。

ロビーシティ相模大野五番街第一団地管理組合

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、ロビーシティ相模大野五番街第一団地（以下「団地」という。）の土地、附属施設及び専有部分のある建物の管理又は使用に関する事項等について定めることにより、団地建物所有者の共同の利益の維持増進と良好な住環境を維持することを目的とする。

(定義)

第2条 この規約において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 区分所有権 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第1項の区分所有権をいう。
- 二 区分所有者 区分所有法第2条第2項の区分所有者をいう。
- 三 団地建物所有者 区分所有法第65条の団地建物所有者をいう。
- 四 占有者 区分所有法第6条第3項の占有者をいう。
- 五 専有部分 区分所有法第2条第3項の専有部分をいう。
- 六 共用部分 区分所有法第2条第4項の共用部分（以下「棟の共用部分」という。）及び区分所有法第67条第1項の団地共用部分（以下「団地共用部分」という。）をいう。
- 七 土地 区分所有法第65条の土地をいう。
- 八 共用部分等 共用部分及び附属施設をいう。
- 九 専用使用権 土地及び共用部分等の一部について、特定の団地建物所有者が排他的に使用できる権利をいう。
- 十 専用使用部分 専用使用権の対象となっている土地及び共用部分等の部分をいう。
- 十一 電磁的方法
イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したもの（以下「電磁的記録」という。）を交付する方法
- 十二 WEB 会議システム等 電気通信回線を介して、即時性及び双方向性を備えた映像及び音声の通信を行うことができる会議システム等をいう。

(規約及び団地総会の決議の遵守義務)

第3条 団地建物所有者は、円滑な共同生活を維持するため、この規約及び区分所有法第65条の集会（以下「団地総会」という。）の決議を誠実に遵守しなければならない。

2 団地建物所有者は、同居する者に対してこの規約及び団地総会の決議を遵守させなければならない。

(対象物件の範囲)

第4条 この規約の対象となる物件の範囲は、別表第1に記載された土地、建物及び附属施設（以下「対象物件」という。）とする。

(規約及び団地総会の決議の効力)

第5条 この規約及び団地総会の決議は、団地建物所有者の包括承継人及び特定承継人に対しても、その効力を有する。

2 占有者は、対象物件の使用方法につき、団地建物所有者がこの規約及び団地総会の決議に基づいて負う義務と同一の義務を負う。

(管理組合)

第6条 団地建物所有者は、区分所有法第65条に定める団地内の土地、附属施設及び専有部分のある建物の管理を行うための団体として、第1条に定める目的を達成するため、団地建物所有者全員をもってロビーシティ相模大野五番街第一団地管理組合（以下「管理組合」という。）を構成する。

2 管理組合は、事務所を団地内の管理事務所内に置く。

3 管理組合の業務、組織等については、第6章に定めるところによる。

第2章 対象物件の範囲等

(専有部分の範囲)

第7条 対象物件のうち、区分所有権の対象となる専有部分は、住戸番号を付した住宅とする。

2 前項の専有部分を他から区分する構造物の帰属については、次のとおりとする。

一 天井、床及び壁は躯体部分を除く部分を専有部分とする。

二 玄関扉は、錠を専有部分とする。

三 サンプルームは専有部分とする。

四 窓枠及び窓ガラスは、専有部分に含まれないものとする。

3 第1項又は前項の専有部分の専用に供される設備のうち棟の共用部分内にある部分以外のは、専有部分とする。

(共用部分の範囲)

第8条 対象物件のうち共用部分の範囲は、別表第2に掲げるものとする。

第3章 土地及び共用部分等の共有

(共有)

第9条 対象物件のうち、土地、団地共用部分及び附属施設は団地建物所有者の共有とし、棟の共用部分はその棟の区分所有者の共有とする。

(共有持分)

第10条 各団地建物所有者及び各区分所有者の共有持分は、別表第3-1及び第3-2に掲げるものとする。

(分割請求及び単独処分禁止)

第11条 団地建物所有者又は区分所有者は、土地又は共用部分等の分割を請求することはできない。

2 団地建物所有者又は区分所有者は、専有部分と土地及び共用部分等の共有持分とを分離して譲渡、抵当権の設定等の処分をしてはならない。

第4章 用法

(専有部分の用途)

第12条 団地建物所有者は、その専有部分を専ら住宅として使用するものとし、他の用途に供してはならない。

2 専有部分を不特定多数の者を対象に宿泊（住宅宿泊事業法第3条第1項の届出を行って営む同法第2条第3項の住宅宿泊事業を含む）や滞在の用途（民泊、ウイークリー・マンマンション、シェアハウス、介護ハウス等）に供してはならない。

(土地及び共用部分等の用法)

第13条 団地建物所有者は、土地及び共用部分等をそれぞれの通常の用法に従って使用しなければならない。

(専用使用権)

第14条 団地建物所有者は、別表第4に掲げるバルコニー、玄関扉、窓枠、窓ガラス、ルーフテラス等（以下この条、第21条第1項及び別表第4において「バルコニー等」という。）について、同表に掲げるとおり、専用使用権を有することを承認する。

2 前項の規定によりバルコニー等を専用使用する団地建物所有者は、その所有する住宅と分離してバルコニー等の使用権を処分することができない。

3 バルコニー等を使用する団地建物所有者は、バルコニー等を通常のバルコニー等としての用途以外に使用してはならない。

4 バルコニー等を専用使用する団地建物所有者は、躯体等の共用部分等を毀損等しないよう注意するとともに、毀損した場合は、自己の負担によりこれを原状に回復しなければならない。

5 団地建物所有者から専有部分の貸与を受けた者は、その団地建物所有者が専用使用権を有し

ているバルコニー等を使用することができる。

(駐車場の使用)

第15条 管理組合は、別表第一の駐車場について、特定の団地建物所有者等に駐車場使用契約により使用させることができる。

- 2 前項により駐車場を使用している者は、別に定めるところにより、管理組合に駐車場使用料を納入しなければならない。

(土地及び共用部分等の第三者の使用)

第16条 管理組合は、次に掲げる土地及び共用部分等の一部を、それぞれ当該各号に掲げる者に使用させることができる。

- 一 管理事務所、管理用倉庫、機械室その他対象物件の管理の執行上必要な施設 管理事務
(マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。以下「適正化法」という。)第2条第六号の「管理事務」をいう。)を受託し、又は請け負った者
 - 二 電気、ガス、水道、通信等の各設備 各供給事業者
- 2 前項に掲げるもののほか、管理組合は、団地総会の決議を経て、土地及び共用部分等(駐車場及び専用使用部分を除く。)の一部について、第三者に使用させることができる。

(専有部分の修繕等)

第17条 団地建物所有者は、その専有部分について、修繕、模様替え又は建物に定着する物件の取付け若しくは取替え(以下「修繕等」という。)であって共用部分又は他の専有部分に影響を与えるおそれのあるものを行おうとするときは、あらかじめ、理事長(第37条に定める理事長をいう。以下同じ。)にその旨を申請し、書面又は電磁的方法による承認を受けなければならない。

- 2 前項の場合において、団地建物所有者は、設計図、仕様書及び工程表を添付した申請書を理事長に提出しなければならない。
- 3 理事長は、第1項の規定による申請について、理事会(第53条に定める理事会をいう。以下同じ。)の決議により、その承認又は不承認を決定しなければならない。
- 4 第1項の承認があったときは、団地建物所有者は、承認の範囲内において、専有部分の修繕等に係る棟の共用部分の工事を行うことができる。
- 5 理事長又はその指定を受けた者は、本条の施行に必要な範囲内において、修繕等の箇所に立ち入り、必要な調査を行うことができる。この場合において、団地建物所有者は、正当な理由がなければこれを拒否してはならない。
- 6 第1項の承認を受けた修繕等の工事後に、当該工事により棟の共用部分又は他の専有部分に影響が生じた場合は、当該工事を発注した団地建物所有者の責任と負担により必要な措置をとらなければならない。
- 7 団地建物所有者は、第1項の承認を要しない修繕等のうち、工事業者の立入り、工事の資機材の搬入、工事の騒音、振動、臭気等工事の実施中における棟の共用部分又は他の専有部分への影響について管理組合が事前に把握する必要があるものを行おうとするときは、あらか

じめ、理事長にその旨を届け出なければならない。

(物件の使用に関する細則)

第18条 対象物件の使用については、別に細則を定めるものとする。

(ペット飼育の禁止)

第18条の2 団地建物所有者及び占有者は、専有部分、共用部分の如何を問わず、犬・猫等の動物を飼育してはならない。ただし、専ら専有部分内で、かつ、かご・水槽等内のみで飼育する小鳥・観賞用魚類(金魚・熱帯魚等)等を、細則に定める飼育方法により飼育する場合、及び身体障害者補助犬法に規定する身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬及び聴導犬)を使用する場合は、この限りではない。

(専有部分の貸与)

第19条 団地建物所有者は、その専有部分を第三者に貸与する場合には、この規約及び細則(以下「規約等」という。)に定める事項をその第三者に遵守させなければならない。

2 前項の場合において、団地建物所有者は、その貸与に係る契約に規約等に定める事項を遵守する旨の条項を定めるとともに、契約の相手方に規約等に定める事項を遵守する旨の誓約書を管理組合に提出させなければならない。

(暴力団員の排除)

第19条の2 団地建物所有者は、その専有部分を第三者に貸与する場合には、前条に定めるもののほか、次に掲げる内容を含む条項をその貸与に係る契約に定めなければならない。

- 一 契約の相手方が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと及び契約後において暴力団員にならないことを確約すること。
 - 二 契約の相手方が暴力団員であることが判明した場合には、何らの催告を要せずして、団地建物所有者は当該契約を解約することができること。
 - 三 団地建物所有者が前号の解約権を行使しないときは、管理組合は、団地建物所有者に代理して解約権を行使することができること。
- 2 前項の場合において、団地建物所有者は、前項第三号による解約権の代理行使を管理組合に認める旨の書面の提出(当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供を含む。)をするとともに、契約の相手方に暴力団員ではないこと及び契約後において暴力団員にならないことを確約する旨の誓約書を管理組合に提出させなければならない。

第5章 管理

第1節 総則

(団地建物所有者の責務)

第20条 団地建物所有者は、対象物件について、その価値及び機能の維持増進を図るため、常

に適正な管理を行うよう努めなければならない。

(土地及び共用部分等の管理)

- 第21条 土地及び共用部分等の管理については、管理組合がその責任と負担においてこれを行うものとする。ただし、バルコニー等の保存行為（区分所有法第18条第1項ただし書の「保存行為」をいう。以下同じ。）のうち、通常の使用に伴うものについては、専用使用权を有する者がその責任と負担においてこれを行わなければならない。
- 2 専有部分である設備のうち棟の共用部分と構造上一体となった部分の管理を棟の共用部分の管理と一体として行う必要があるときは、管理組合がこれを行うことができる。
 - 3 団地建物所有者は、第1項ただし書の場合又はあらかじめ理事長に申請して書面又は電磁的方法による承認を受けた場合を除き、土地及び共用部分等の保存行為を行うことができない。ただし、専有部分の使用に支障が生じている場合に、当該専有部分を所有する団地建物所有者が行う保存行為の実施が、緊急を要するものであるときは、この限りでない。
 - 4 前項の申請及び承認の手続については、第17条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する。ただし、同条第5項中「修繕等」とあるのは「保存行為」と、同条第6項中「第1項の承認を受けた修繕等の工事後に、当該工事」とあるのは「第21条第3項の承認を受けた保存行為後に、当該保存行為」と読み替えるものとする。
 - 5 第3項の規定に違反して保存行為を行った場合には、当該保存行為に要した費用は、当該保存行為を行った団地建物所有者が負担する。
 - 6 理事長は、災害等の緊急時においては、団地総会又は理事会の決議によらずに、土地及び共用部分等の必要な保存行為を行うことができる。

(窓ガラス等の改良)

- 第22条 共用部分のうち各住戸に附属する窓枠、窓ガラス、玄関扉その他の開口部に係る改良工事であって、防犯、防音又は断熱等の住宅の性能の向上等に資するものについては、管理組合がその責任と負担において、計画修繕としてこれを実施するものとする。
- 2 団地建物所有者は、管理組合が前項の工事を速やかに実施できない場合には、あらかじめ理事長に申請して書面又は電磁的方法による承認を受けることにより、当該工事を当該区分所有者の責任と負担において実施することができる。
 - 3 前項の申請及び承認の手続については、第17条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する。ただし、同条第5項中「修繕等」とあるのは「第22条第2項の工事」と、同条第6項中「第1項の承認を受けた修繕等の工事」とあるのは「第22条第2項の承認を受けた工事」と読み替えるものとする。

(必要箇所への立入り)

- 第23条 前2条により管理を行う者は、管理を行うために必要な範囲内において、他の者が管理する専有部分又は専用使用部分への立入りを請求することができる。
- 2 前項により立入りを請求された者は、正当な理由がなければこれを拒否してはならない。
 - 3 前項の場合において、正当な理由なく立入りを拒否した者は、その結果生じた損害を賠償しなければならない。

- 4 前3項の規定にかかわらず、理事長は、災害、事故等が発生した場合であって、緊急に立ち入らないと共用部分等又は他の専有部分に対して物理的に又は機能上重大な影響を与えるおそれがあるときは、専有部分又は専用使用部分に自ら立ち入り、又は委任した者に立ち入らせることができる。
- 5 立入りをした者は、速やかに立入りをした箇所を原状に復さなければならない。

(損害保険)

- 第24条 団地建物所有者は、共用部分等に関し、管理組合が火災保険、地震保険その他の損害保険の契約を締結することを承認する。
- 2 理事長は、前項の契約に基づく保険金額の請求及び受領について、団地建物所有者を代理する。

第2節 費用の負担

(管理費等)

- 第25条 団地建物所有者は、土地及び共用部分等の管理に要する経費に充てるため、次の費用（以下「管理費等」という。）を管理組合に納入しなければならない。
- 一 管理費
 - 二 修繕積立金
 - 三 棟別修繕積立金
- 2 管理費の額については、棟の管理に相当する額及びそれ以外の管理に相当する額は、それぞれ各区分所有者（各団地建物所有者）が有する住戸の戸数の比により算出するものとする。
 - 3 修繕積立金の額については、各団地建物所有者が有する住戸の戸数の比により算出するものとする。
 - 4 棟別修繕積立金の額については、各棟別にその所要額を算出するものとし、各住棟の所要額は、その住棟に住宅を所有する組合員が住宅の専有床面積（登記面積）の比により負担する。この場合において、各組合員の負担額に10円未満の端数が生じたときはこれを10円とする。

(承継人に対する債権の行使)

- 第26条 管理組合が管理費、修繕積立金及び棟別修繕積立金（以下「管理費等」という。）、第31条に定める使用料並びに第62条第2項に定める遅延損害金と、違約金としての弁護士費用並びに督促及び徴収の諸費用について有する債権は、組合員の包括承継人及び特定承継人に対しても行うことができる。

(管理費)

- 第27条 管理費は、次の各号に掲げる通常の管理に要する経費に充当する。
- 一 管理員人件費
 - 二 公租公課
 - 三 共用設備の保守維持費及び運転費

- 四 備品費、通信費その他の事務費
- 五 共用部分等に係る火災保険料、地震保険料その他の損害保険料
- 六 経常的な補修費
- 七 清掃費、消毒費及びごみ処理費
- 八 委託業務費
- 九 専門的知識を有する者の活用に要する費用
- 十 管理組合の運営に要する費用
- 十一 その他第34条に定める業務に要する費用（次条及び第29条に規定する経費を除く。）

（修繕積立金）

第28条 管理組合は、各団地建物所有者が納入する修繕積立金を積み立てるものとし、積み立てた修繕積立金は、土地、附属施設及び団地共用部分の、次の各号に掲げる特別の管理に要する経費に充当する場合に限って取り崩すことができる。

- 一 一定年数の経過ごとに計画的に行う修繕
 - 二 不測の事故その他特別の事由により必要となる修繕
 - 三 土地、附属施設及び団地共用部分の変更
 - 四 建物の建替え、マンション敷地売却及び敷地分割（以下「建替え等」という。）に係る合意形成に必要となる事項の調査
 - 五 その他土地、附属施設及び団地共用部分の管理に関し、団地建物所有者全体の利益のために特別に必要となる管理
- 2 前項にかかわらず、区分所有法第70条第1項の一括建替え決議（以下「一括建替え決議」という。）又は一括建替えに関する団地建物所有者全員の合意の後であっても、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「円滑化法」という。）第9条のマンション建替組合（以下「建替組合」という。）の設立の認可又は円滑化法第45条のマンション建替事業の認可までの間において、建物の建替えに係る計画又は設計等に必要がある場合には、その経費に充当するため、管理組合は、修繕積立金から管理組合の消滅時に建替え不参加者に帰属する修繕積立金相当額を除いた金額を限度として、修繕積立金を取り崩すことができる。
- 3 第1項にかかわらず、円滑化法第108条第1項のマンション敷地売却決議（以下「マンション敷地売却決議」という。）の後であっても、円滑化法第120条のマンション敷地売却組合（以下「マンション敷地売却組合」という。）の設立の認可までの間において、マンション敷地売却に係る計画等に必要がある場合には、その経費に充当するため、管理組合は、修繕積立金から管理組合の消滅時にマンション敷地売却不参加者に帰属する修繕積立金相当額を除いた金額を限度として、修繕積立金を取り崩すことができる。
- 4 第1項にかかわらず、円滑化法第115条の4第1項の敷地分割決議（以下「敷地分割決議」という。）の後であっても、円滑化法第168条の敷地分割組合（以下「敷地分割組合」という。）の設立の認可までの間において、敷地分割に係る計画等に必要がある場合には、その経費に充当するため、管理組合は、修繕積立金を取り崩すことができる。
- 5 管理組合は、第1項各号の経費に充てるため借入れをしたときは、修繕積立金をもってその

償還に充てることができる。

(棟別修繕積立金)

第29条 管理組合は、それぞれの棟の各区分所有者が納入する棟別修繕積立金を積み立てるものとし、積み立てた棟別修繕積立金は、それぞれの棟の共用部分の、次の各号に掲げる特別の管理に要する経費に充当する場合に限って取り崩すことができる。

- 一 一定年数の経過ごとに計画的に行う修繕
 - 二 不測の事故その他特別の事由により必要となる修繕
 - 三 棟の共用部分の変更
 - 四 建替え等に係る合意形成に必要となる事項の調査
 - 五 その他棟の共用部分の管理に関し、その棟の区分所有者全体の利益のために特別に必要となる管理
- 2 前項にかかわらず、区分所有法第62条第1項に規定する建替え決議（以下「建替え決議」という。）、一括建替え決議又は建替えに関する区分所有者全員の合意の後であっても、円滑化法第9条の建替組合の設立の認可又は円滑化法第45条のマンション建替事業の認可までの間において、建物の建替えに係る計画又は設計等に必要がある場合には、その経費に充当するため、管理組合は、棟別修繕積立金から建物の取壊し時に建替え不参加者に帰属する棟別修繕積立金相当額を除いた金額を限度として、棟別修繕積立金を取り崩すことができる。
- 3 第1項にかかわらず、マンション敷地売却決議の後であっても、マンション敷地売却組合の設立の認可までの間において、マンション敷地売却に係る計画等に必要がある場合には、その経費に充当するため、管理組合は、棟別修繕積立金から管理組合の消滅時にマンション敷地売却不参加者に帰属する棟別修繕積立金相当額を除いた金額を限度として、棟別修繕積立金を取り崩すことができる。
- 4 第1項にかかわらず、敷地分割決議の後であっても、敷地分割組合の設立の認可までの間において、敷地分割に係る計画等に必要がある場合には、その経費に充当するため、管理組合は、棟別修繕積立金を取り崩すことができる。
- 5 管理組合は、第1項各号の経費に充てるため借入れをしたときは、棟別修繕積立金をもってその償還に充てることができる。

(区分経理)

第30条 管理組合は、次の各号に掲げる費用ごとにそれぞれ区分して経理しなければならない。

- 一 管理費
 - 二 修繕積立金
 - 三 棟別修繕積立金
 - 四 駐車場
 - 五 集会所
- 2 棟別修繕積立金は、各住棟別に区分して経理しなければならない。

(使用料の用途)

第31条 土地及び共用部分等に係る使用料は、それらの管理に要する費用に当てるほか、第2

- 8条第1項に規定する修繕積立金又は第29条第1項に規定する棟別修繕積立金に充当する。
- 2 棟別修繕積立金に充当する場合は、各棟組合員の所有する住宅の戸数比に応じて棟ごとに積み立てる。

第6章 管理組合

第1節 組合員

(組合員の資格)

第32条 組合員の資格は、団地建物所有者となったときに取得し、団地建物所有者でなくなったときに喪失する。

(届出義務)

第33条 新たに組合員の資格を取得し又は喪失した者は、直ちにその旨を理事会の定める書面により管理組合に届出なければならない。

第2節 管理組合の業務

(管理組合の業務)

第34条 管理組合は、第1条に掲げる管理組合の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 管理組合が管理する土地及び共用部分等（以下本条及び第50条において「管理組合管理部分」という。）の保安、保全、保守、清掃、消毒及びごみ処理
- 二 組合管理部分の修繕
- 三 長期修繕計画の作成又は変更に関する業務及び長期修繕計画書の管理
- 四 建替え等に係る合意形成に必要となる事項の調査に関する業務
- 五 設計図書の管理
- 六 修繕等の履歴情報の整理及び管理等
- 七 共用部分等に係る火災保険その他の損害保険に関する業務
- 八 団地建物所有者が管理する専用使用部分について管理組合が行うことが適当であると認められる管理行為
- 九 土地及び共用部分等の変更及び運営
- 十 修繕積立金及び棟別修繕積立金の運用
- 十一 官公署、町内会等との渉外業務
- 十二 マンション及び周辺の風紀、秩序及び安全の維持、防災並びに居住環境の維持及び向上に関する業務
- 十三 広報及び連絡業務
- 十四 管理組合の消滅時における残余財産の清算及び建物の取壊し時における当該棟に係る残余財産の清算
- 十五 その他組合員の共同の利益を増進し、良好な住環境を確保するために必要な業務

(管理組合業務の委託等)

第35条 管理組合は、団地総会の決議により、前条に定める業務の全部又は一部を、マンション管理業者（適正化第2条第八号の「マンション管理業者」をいう。）等第三者に委託し、又は請け負わせて執行することができる。

(専門知識を有するものの活用)

第36条 管理組合は、管理組合の管理、運営、維持等の問題及びマンションの管理に関し、弁護士、建築士、マンション管理士（適正化法第2条第五号の「マンション管理士」をいう。）その他各分野の専門知識を有するものに対し、相談、助言、指導そのほかの援助を求めることができる。

第3節 役員

(役員)

第37条 管理組合には、理事長1名、副理事長1名、理事12名以内及び監事2名（以下「役員」という。）を置く。

- 2 理事及び監事は、団地に現に居住する組合員及び同居の親族の中から、団地総会の決議により選任し、又は解任する。
- 3 理事長、副理事長は、理事会の決議によって、理事のうちから選任し、又は解任する。
- 4 役員 の任期中に欠員が生じた場合は、前項の規定にかかわらず、役員候補者より理事会で承認を得て新たに役員を理事長が選任することができる。

(役員 の任期)

第38条 役員 の任期は、通常総会の翌日から翌々年の通常総会までの2年間とする。再任の場合、任期は1年間のみとする。

- 2 役員 の欠員により新たに選任された役員 の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員 は、任期満了の後においても、新たに役員 が選任されるまでの間、引続きその職務を行うものとする。
- 4 役員 を退任または辞任後、3年間役員 に就くことができない。
- 5 役員 が前条第1項の役員 となる資格を喪失した場合においては、その役員 はその地位を失う。

(役員 の欠格条項)

第38条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、役員 となることができない。

- 一 精神の機能の障害により役員 の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産者で復権を得ないもの
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 三 暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）

(役員)の忠実義務等)

第39条 役員は、法令並びに規約等及び細則並びに団地総会及び理事会の決議を遵守し、管理組合のために忠実にその職務を遂行する義務を負う。

- 2 役員は、別に定めるところにより、役員としての活動に応ずる必要経費の支払と報酬を受けることができる。
- 3 監事は理事長、副理事長、理事又は管理組合の使用人と兼ねることができない。
- 4 役員がその任務に背き管理組合に損害を与えたときは、その役員は、管理組合に対し損害賠償の責を負う。

(利益相反取引の防止)

第39条の2 役員は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- 一 役員が自己又は第三者のために管理組合と取引をしようとするとき。
- 二 管理組合が役員以外の者との間において管理組合と当該役員との利益が相反する取引をしようとするとき。

(理事長)

第40条 理事長は、管理組合を代表し、その業務を統括するほか、次の各号に掲げる業務を遂行する。

- 一 規約、細則等又は団地総会若しくは理事会の決議により、理事長の職務として定められた事項
- 二 理事会の承認を得て、職員を採用し、又は解雇すること。
- 2 理事長は、区分所有法第65条に定める「管理者」とする。
- 3 理事長は、通常総会において、前会計年度における管理組合の業務の執行に関する報告をしなければならない。
- 4 理事長は、定期的に、職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 5 理事長は、理事会の承認を受けて、他の理事に、その職務の一部を委任することができる。
- 6 管理組合と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事又は理事長以外の理事が管理組合を代表する。

(副理事長)

第41条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。

(理事)

第42条 理事は、理事会を構成し、理事会の定めるところに従い、管理組合の業務を担当する。

- 2 理事は、管理組合に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

(監事)

- 第43条 監事は、管理組合の財産の状況及び管理組合の業務の執行状況を監査し、その結果を団地総会において報告しなければならない。
- 2 監事は、いつでも、理事及び第40条第1項第二号に規定する職員に対して業務の報告を求め、又は業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 3 監事は、管理組合の財産の状況及び管理組合の業務の執行状況について不正があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。この場合の招集の手続は、第45条の規定を準用する。
 - 4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
 - 5 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令、規約、細則等、団地総会の決議若しくは理事会の決議に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
 - 6 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
 - 7 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

第4節 団地総会

(団地総会)

- 第44条 団地総会は、組合員全員で組織する。
- 2 団地総会の種類は、通常総会及び臨時総会とする。
 - 3 理事長は、通常総会を、毎年1回会計年度終了後3ヶ月以内に招集しなければならない。
 - 4 理事長は、必要と認める場合には、理事会の決議を経て、いつでも臨時総会を招集することができる。
 - 5 団地総会の議長は、団地総会において、組合員の中から選出する。

(招集手続)

- 第45条 団地総会を招集するには、少なくとも会議を開く日の2週間前（会議の目的が区分所有法第69条第1項の建替え承認決議（以下「建替え承認決議」という。）、一括建替え決議又は敷地分割決議であるときは2か月前）までに、会議の日時、場所（WEB会議システム等を用いて会議を開催するときは、その開催方法）、目的及び議案の要領を示して、組合員に通知を発しなければならない。
- 2 前項の通知は、管理組合に対し組合員が届出をしたあて先に発するものとする。ただし、その届出のない組合員に対しては、対象物件内の専有部分の所在地あてに発するものとする。
 - 3 第1項の通知は、対象物件内に居住する組合員及び前項の届出のない組合員に対しては、その内容を所定の掲示場所に掲示することをもって、これに代えることができる。
 - 4 会議の目的が建替え承認決議であるときは、第1項に定める議案の要領のほか、新たに建築する建物の設計の概要（当該建物の当該団地内における位置を含む。）を通知しなければならない。

ない。

- 5 会議の目的が一括建替え決議であるときは、第1項に定める議案の要領のほか、次の事項を通知しなければならない。
 - 一 建替えを必要とする理由
 - 二 建物の建替えをしないとした場合における当該建物の効用の維持及び回復（建物が通常有すべき効用の確保を含む。）をするのに要する費用の額及びその内訳
 - 三 建物の修繕に関する計画が定められているときは、当該計画の内容
 - 四 建物につき修繕積立金及び棟別修繕積立金として積み立てられている金額
- 6 会議の目的が敷地分割決議であるときは、第1項に定める議案の要領のほか、次の事項を通知しなければならない。
 - 一 円滑化法第102条第2項第1号から第3号までのいずれかに該当するものとして同条1項の認定を受けたマンション（以下「特定要除却認定マンション」という。）の除却の実施のために敷地分割を必要とする理由
 - 二 敷地分割後の当該特定要除却認定マンションの除却の実施方法
 - 三 マンションの建替え等その他の団地内建物における良好な居住環境を確保するための措置に関する中長期的な計画が定められているときは、当該計画の概要
- 7 一括建替え決議又は敷地分割決議を目的とする団地総会を招集する場合、少なくとも会議を開く日の1か月前までに、当該招集の際に通知すべき事項について組合員に対し説明を行うための説明会を開催しなければならない。
- 8 第47条第2項の場合には、第1項の通知を発した後遅滞なく、その通知の内容を、所定の掲示場所に掲示しなければならない。
- 9 第1項（会議の目的が建替え承認決議、一括建替え決議又は敷地分割決議であるときを除く。）にかかわらず、緊急を要する場合には、理事長は、理事会の承認を得て、5日間を下回らない範囲において、第1項の期間を短縮することができる。

（組合員の総会招集権）

- 第46条 組合員が組合員総数の5分の1以上及び第48条第1項に定める議決権総数の5分の1以上に当たる組合員の同意を得て、会議の目的を示して団地総会の招集を請求した場合には、理事長は、2週間以内にその請求があった日から4週間以内の日（会議の目的が建替え承認決議、一括建替え決議又は敷地分割決議であるときは、2か月と2週間以内の日）を会日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
- 2 理事長が前項の通知を発しない場合には、前項の請求をした組合員は、臨時総会を招集することができる。
 - 3 前2項により招集された臨時総会においては、議長は、団地総会に出席した組合員（書面、電磁的方法又は代理人によって議決権を行使する者を含む。）の議決権の過半数をもって、組合員の中から選任する。

（出席資格）

- 第47条 組合員の他、理事会が必要と認めた者は、団地総会に出席することができる。
- 2 団地建物所有者の承諾を得て専有部分を占有する者は、会議の目的たる事項につき利害関係

を有する場合（管理費の変更等占有者が直接の利害関係を有しない場合を除く。）には、団地総会に出席して意見を述べることができる。この場合において、団地総会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ理事長にその旨を通知しなければならない。

（議決権）

第48条 組合員は、その所有する住宅1戸につき1個の議決権を有する。

- 2 住戸1戸が数人の共有に属する場合、その議決権行使については、これら共有者をあわせて一の組合員とみなす。
- 3 前項により一の組合員とみなされる者は、議決権を行使する者1名を選任し、その者の氏名をあらかじめ団地総会開会までに理事長に届け出なければならない。
- 4 組合員は、書面又は代理人によって議決権を行使することができる。
- 5 組合員が代理人により議決権を行使しようとする場合において、その代理人は、以下の各号に掲げる者でなければならない。
 - 一 その組合員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は一親等の親族
 - 二 その組合員の住戸に同居する親族
 - 三 他の組合員
- 6 組合員又は代理人は、代理権を証する書面を理事長に提出しなければならない。
- 7 組合員は、第4項の書面による議決権の行使に代えて、電磁的方法によって議決権を行使することができる。
- 8 組合員又は代理人は、第6項の書面の提出に代えて、電磁的方法によって提出することができる。

（団地総会の会議及び議事）

第49条 団地総会の議事（WEB会議システム等を用いて開催する会議の議事を含む。）は、組合員総数及び議決権総数の過半数によりこれを決する。

- 2 次の各号に掲げる場合は、前項にかかわらず組合員総数及び議決権総数の4分の3以上の多数によりこれを決する。
 - 一 規約の制定、変更又は廃止（第72条第一号の場合を除く。）
 - 二 土地及び共用部分等の変更（その形状又は効用の著しい変更を伴わないもの及び建築物の耐震改修の促進に関する法律第25条第2項に基づく認定を受けた建物の耐震改修を除く。）
 - 三 管理組合の法人格の取得
 - 四 その他団地総会において本項の方法により決議することとした事項
- 3 建替え承認決議は、第1項にかかわらず、議決権（第48条第1項にかかわらず、建替えを行う団地内の特定の建物（以下「当該特定建物」という。）の所在する土地（これに関する権利を含む。）の持分の割合による。第5項において同じ。）総数の4分の3以上で行う。
- 4 当該特定建物の建替え決議又はその区分所有者の全員の合意がある場合における当該特定建物の団地建物所有者は、建替え承認決議においては、いずれもこれに賛成する旨の議決権を行使したものとみなす。

- 5 建替え承認決議に係る建替えが当該特定建物以外の建物（以下「当該他の建物」という。）の建替えに特別の影響を及ぼすべきときは、建替え承認決議を会議の目的とする団地総会において、当該他の建物の区分所有者全員の議決権の4分の3以上の議決権を有する区分所有者が、建替え承認決議に賛成しているときに限り、当該特定建物の建替えをすることができる。
- 6 一括建替え決議は、第1項にかかわらず、組合員総数の5分の4以上及び議決権（第48条第1項にかかわらず、当該団地内建物の敷地の持分の割合による。）総数の5分の4以上で行う。ただし、当該団地総会において、当該各団地内建物ごとに、それぞれその区分所有者の3分の2以上及び議決権（第48条第1項に基づき、第48条第1項に掲げる議決権割合による。）総数の3分の2以上の賛成がなければならない。
- 7 敷地分割決議は、第1項にかかわらず、組合員総数の5分の4以上及び議決権（第48条第1項にかかわらず、当該団地内建物の敷地の持分の割合による。）総数の5分の4以上で行う。
- 8 前7項の場合において、書面、電磁的方法又は代理人によって議決権を行使する者は、出席組合員とみなす。
- 9 第2項第一号において、規約の制定、変更又は廃止が一部の組合員の権利に特別の影響を及ぼすべきときは、その承諾を得なければならない。この場合において、その組合員は正当な理由がなければこれを拒否してはならない。
- 10 第2項第二号において、土地及び共用部分等の変更が、専有部分又は専用使用部分の使用に特別の影響を及ぼすべきときは、その専有部分を所有する組合員又はその専用使用部分の専用使用を認められている組合員の承諾を得なければならない。この場合において、その組合員は正当な理由がなければこれを拒否してはならない。
- 11 団地総会においては、第45条第1項によりあらかじめ通知した事項についてのみ、決議することができる。

（議決事項）

第50条 次の各号に掲げる事項については、団地総会の決議を経なければならない。

- 一 規約（第72条第一号の場合を除く。）及び細則等の制定、変更又は廃止
- 二 役員を選任及び解任並びに役員活動費の額及び支払方法
- 三 収支決算及び事業報告
- 四 収支予算及び事業計画
- 五 長期修繕計画の作成又は変更
- 六 管理費等及び使用料の額並びに賦課徴収方法
- 七 修繕積立金及び棟別修繕積立金の保管及び運用方法
- 八 適正化法第5条の3第1項に基づく管理計画の認定の申請、同法第5条の6第1項に基づく管理計画の認定の更新の申請及び同法第5条の7第1項に基づく管理計画の変更の認定の申請
- 九 第21条第2項に定める管理の実施
- 十 第28条第1項又は第29条第1項に定める特別の管理の実施（第72条第三号及び第四号の場合を除く。）並びにそれに充てるための資金の借入れ及び修繕積立金又は棟別修繕積立金の取崩し
- 十一 第28条第2項、第3項若しくは第4項又は第29条第2項若しくは第3項に定める

建替え等及び敷地分割に係る計画又は設計等の経費のための修繕積立金又は棟別修繕積立金の取崩し

- 十二 区分所有法第69条第1項の場合の建替えの承認
- 十三 区分所有法第70条第1項の場合の一括建替え
- 十四 円滑化法第102条第1項に基づく除却の必要性に係る認定の申請
- 十五 円滑化法第115条の4第1項の場合の敷地分割
- 十六 管理組合管理部分に関する管理委託契約の締結
- 十七 管理組合の法人格の取得
- 十八 土地及び共用部分等の変更
- 十九 その他管理組合の業務に関する重要事項

(議事録の作成、保管等)

第51条 団地総会の議事については、議長は、書面又は電磁的記録により、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、又は記録しなければならない。
- 3 前項の場合において、議事録が書面で作成されているときは、議長及び議長の指名する2名の団地総会に出席した組合員がこれに署名しなければならない。
- 4 第2項の場合において、議事録が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報については、議長及び議長の指名する2名の団地総会に出席した組合員が電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項の「電子署名」をいう。以下同じ。)をしなければならない。
- 5 理事長は、議事録を保管し、組合員又は利害関係人の書面又は電磁的方法による請求があったときは、議事録の閲覧(議事録が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの当該議事録の保管場所における閲覧をいう。)をさせなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。
- 6 理事長は、所定の掲示場所に、議事録の保管場所を掲示しなければならない。

(書面又は電磁的方法による決議)

第52条 規約により団地総会において決議をすべき場合において、組合員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る組合員の承諾については、あらかじめ、組合員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 2 前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。
 - 一 電磁的方法のうち、送信者が使用するもの
 - 二 ファイルへの記録の方式
- 3 規約により団地総会において決議すべきものとされた事項については、組合員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。
- 4 規約により団地総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法に

よる決議は、団地総会の決議と同一の効力を有する。

- 5 前条第5項及び第6項の規定は、書面又は電磁的方法による決議に係る書面並びに第1項及び第3項の電磁的方法が行われた場合に当該電磁的方法により作成される電磁的記録について準用する。
- 6 団地総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

第5節 理事会

(理事会)

第53条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、次に掲げる職務を行う。
 - 一 規約若しくは細則等又は団地総会の決議により理事会の権限として定められた管理組合の業務執行の決定
 - 二 理事の職務の執行の監督
 - 三 理事長、副理事長の選任及び解任
- 3 理事会は、理事長、副理事長及び理事（以下「理事等」という。）で組織する。
- 4 理事会の議長は、理事長が務める。

(理事会の招集)

第54条 理事会は、必要の都度理事長が招集する。

- 2 副理事長又は理事が、副理事長及び理事の3分の1以上の同意を得て理事会の招集を請求した場合には、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 前項の規定による請求があった日から7日以内に、その請求があった日から14日以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- 4 理事会の招集手続については、第45条（建替え承認決議、一括建替え決議又は敷地分割決議を会議の目的とする場合の第1項及び第4項から第7項までを除く。）の規定を準用する。この場合において、同条中「組合員」とあるのは「理事及び監事」と、同条第9項中「理事会の承認」とあるのは「理事及び監事の全員の同意」と読み替えるものとする。ただし、理事会において別段の定めをすることができる。
- 5 理事長は、理事会を招集する場合には監事に通知しなければならない。

(理事会の会議及び議事)

第55条 理事会の会議（WEB会議システム等を用いて開催する会議を含む。）は、理事の半数以上が出席しなければ開くことができず、その議事は出席理事の3分の2以上で決する。

- 2 次条第1項第五号に掲げる事項については、理事の過半数の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議によることができる。
- 3 前2項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 4 議事録については、第51条（第6項を除く。）の規定を準用する。ただし、第51条第4項中「団地総会に出席した組合員」とあるのは「理事会に出席した理事」と読み替えるものと

する。

(議決事項)

第56条 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を決議する。

- 一 収支決算案、事業報告案、収支予算案及び事業計画案
 - 二 規約（第72条第一号の場合を除く。）及び細則等の制定、変更又は廃止に関する案
 - 三 長期修繕計画の作成又は変更に関する案
 - 四 その他の団地総会提出議案
 - 五 第17条、第21条及び第22条に定める承認又は不承認
 - 六 第60条第3項に定める承認又は不承認
 - 七 第62条第4項に定める未納の管理費等及び使用料の請求に関する訴訟その他法的措置の追行
 - 八 第77条に定める勧告又は指示等
 - 九 団地総会から付託された事項
 - 十 災害等により団地総会の開催が困難である場合における応急的な修繕工事の実施等
 - 十一 理事長、副理事長及びその他理事の選任及び解任
 - 十二 届出様式の修正及び変更
- 2 第50条の規定にかかわらず、理事会は、前項第十号の決議をした場合においては、当該決議に係る応急的な修繕工事の実施に充てるための資金の借入れ及び修繕積立金及び棟別修繕積立金の取崩しについて決議することができる。

(専門委員会の設置)

第57条 理事会は、その責任と権限の範囲内において、専門委員会を設置し、特定の課題を調査又は検討させることができる。

- 2 専門委員会は、調査又は検討した結果を理事会に具申する。
- 3 専門委員は、団地総会の議決を得たときは、管理組合からその職務に対する報酬を受けることができる。

(班長)

第57条の2 管理組合には、理事会の職務を補佐するため、班長を置く。

- 2 班長は、団地に現に居住する組合員、同居の親族及びそれ以外の住宅の占有者の中から、理事会において輪番制で選任する。
- 3 班長の任期は、一年を超えないものとする。
- 4 班長の定数、職務内容等については、理事会で決める。

第7章 会計

(会計年度)

第58条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(管理組合の収入及び支出)

第59条 管理組合の会計における収入は、第25条に定める管理費等及び第31条に定める使用料によるものとし、その支出は第27条から第29条及び第31条に定めるところにより諸費用に充当する。

(収支予算の作成及び変更)

第60条 理事長は、毎会計年度の収支予算案を通常総会に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 収支予算を変更しようとするときは、理事長は、その案を臨時総会に提出し、その承認を得なければならない。
- 3 理事長は、第58条に定める会計年度の開始後、第1項に定める承認を得るまでの間に、以下の各号に掲げる経費の支出が必要となった場合には、理事会の承認を得てその支出を行うことができる。
 - 一 第27条に定める通常の管理に要する経費のうち、経常的であり、かつ、第1項の承認を得る前に支出することがやむを得ないと認められるもの
 - 二 団地総会の承認を得て実施している長期の施工期間を要する工事に係る経費であつて、第1項の承認を得る前に支出することがやむを得ないと認められるもの
- 4 前項の規定に基づき行った支出は、第1項の規定により収支予算案の承認を得たときは、当該収支予算案による支出とみなす。
- 5 理事会が第56条第1項第十号の決議をした場合には、理事長は、同条第2項の決議に基づき、その支出を行うことができる。
- 6 理事長は、第21条第6項の規定に基づき、土地及び共用部分等の保存行為を行う場合には、そのために必要な支出を行うことができる。

(収支決算報告)

第61条 理事長は、前会計年度の収支決算案を監事の監査を得て通常総会に報告し、その承認を得なければならない。

(管理費等の徴収)

第62条 管理組合は、第25条に定める管理費等及び第31条に定める使用料について、原則として組合員が各自開設する預金口座から口座振替の方法により、第64条に定める口座に受け入れることとし、当月分は当月末までに一括して徴収する。なお、出納業務をマンション管理業者へ委託する場合には、適正化法に定める方法により出納する。また、臨時に要する費用として特別に徴収する場合には、別に定めるところによる。

- 2 組合員が前項の期日までに納付すべき金額を納付しない場合には、管理組合は、その未払金額について、年利14.6%（確定金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）の遅延損害金と、違約金としての弁護士費用並びに督促及び徴収の諸費用を加算して、その組合員に対して請求することができる。
- 3 管理組合は、納付すべき金額を納付しない組合員に対し、督促を行うなど、必要な措置を講ずるものとする。

- 4 理事長は、未納の管理費等及び使用料の請求に関して、理事会の決議により、管理組合を代表して、訴訟その他法的措置を迫ることができる。
- 5 第2項に基づき請求した遅延損害金、弁護士費用並びに督促及び徴収の諸費用に相当する収納金は、第27条に定める費用に充当する。
- 6 組合員は、納付した管理費等及び使用料について、その返還請求又は分割請求をすることができない。

(管理費等の過不足)

- 第63条 収支決算の結果、管理費等にその余剰を生じた場合、その余剰は翌年度におけるそれぞれの費用に充当する。
- 2 管理費等に不足を生じる場合は、団地総会の決議により、管理費等を臨時に徴収することができる。この場合において、管理費等の負担割合については、第25条第2項から第4項に定めるところによる。

(預金口座の開設)

- 第64条 管理組合は、会計業務を遂行するため、管理組合の預金口座を開設するものとする。

(借入れ)

- 第65条 管理組合は、第28条第1項又は第29条第1項に定める業務を行うため必要な範囲内において、借入れをすることができる。

(帳票類等の作成、保管)

- 第66条 理事長は、会計帳簿、什器備品台帳、組合員名簿及びその他の帳票類を、書面又は電磁的記録により作成して保管し、組合員又は利害関係人の理由を付した書面又は電磁的方法による請求があったときは、これらを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。
- 2 理事長は、第34条第三号の長期修繕計画書、同条第五号の設計図書及び同条第六号の修繕等の履歴情報を、書面又は電磁的記録により保管し、組合員又は利害関係人の理由を付した書面又は電磁的方法による請求があったときは、これらを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。
 - 3 理事長は、第51条第5項（第55条第4項において準用される場合を含む。）、本条第1項及び第2項、第74条第6項並びに第82条第2項及び第4項の規定により閲覧の対象とされる管理組合の財務・管理に関する情報については、組合員又は利害関係人の理由を付した書面又は電磁的方法による請求に基づき、当該請求をした者が求める情報を記入した書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、理事長は、交付の相手方にその費用を負担させることができる。
 - 4 電磁的記録により作成された書類等の閲覧については、第51条第5項に定める議事録の閲覧に関する規定を準用する。

(消滅時の財産の清算)

第67条 管理組合が消滅する場合、その残余財産について、団地に係る部分については、第10条に定める各団地建物所有者の団地共用部分の共有持分割合に応じて各団地建物所有者に、各棟に係る部分については、第10条に定める各区分所有者の棟の共用部分の共有持分割合に応じて各区分所有者に、帰属するものとする。

第8章 棟総会

(棟総会)

第68条 棟総会は、区分所有法第3条の集会とし、ロビーシティ相模大野五番街第一団地内の棟ごとにその棟の区分所有者全員で組織する。

- 2 棟総会は、区分所有者が区分所有者総数の5分の1以上及び第71条第1項に定める議決権総数の5分の1以上に当たる区分所有者の同意を得て、招集する。
- 3 棟総会の議長は、棟総会において、区分所有者の中から選任する。

(招集手続)

第69条 棟総会を招集するには、少なくとも会議を開く日の2週間前（会議の目的が建替え決議又はマンション敷地売却決議であるときは2か月前）までに、会議の日時、場所（WEB会議システム等を用いて会議を開催するときは、その開催方法）、目的及び議案の要領を示して、当該棟の区分所有者に通知を発しなければならない。

- 2 前項の通知は、管理組合に区分所有者が届出をしたあて先に発するものとする。ただし、その届出のない区分所有者に対しては、対象物件内の専有部分の所在地あてに発するものとする。
- 3 第1項の通知は、対象物件内に居住する区分所有者及び前項の届出のない区分所有者に対しては、その内容を所定の掲示場所に掲示することをもって、これに代えることができる。
- 4 会議の目的が建替え決議であるときは、次の事項を通知しなければならない。
 - 一 建替えを必要とする理由
 - 二 建物の建替えをしないとした場合における当該建物の効用の維持及び回復（建物が通常有すべき効用の確保を含む。）をするのに要する費用の額及びその内訳
 - 三 建物の修繕に関する計画が定められているときは、当該計画の内容
 - 四 建物につき各棟修繕積立金として積み立てられている金額
- 5 会議の目的がマンション敷地売却決議であるときは、次の事項を通知しなければならない。
 - 一 売却を必要とする理由
 - 二 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項
 - イ マンションが円滑化法第102条第2項第一号に該当するとして同条第1項の認定（以下「特定要除却認定」という。）を受けている場合 次に掲げる事項
 - (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第2項に規定する耐震改修又はマンションの建替えをしない理由
 - (2) (1)の耐震改修に要する費用の概算額
 - ロ マンションが円滑化法第102条第2項第二号に該当するとして特定要除却認定を受け

ている場合 次に掲げる事項

(1) 火災に対する安全性の向上を目的とした改修又はマンションの建替えをしない理由

(2) (1)の改修に要する費用の概算額

ハ マンションが円滑化法第102条第2項第三号に該当するとして特定要除却認定を受けている場合 次に掲げる事項

(1) 外壁等の剝離及び落下の防止を目的とした改修又はマンションの建替えをしない理由

(2) (1)の改修に要する費用の概算額

- 6 建替え決議又はマンション敷地売却決議を目的とする棟総会を招集する場合、少なくとも会議を開く日の1か月前までに、当該招集の際に通知すべき事項について区分所有者に対し説明を行うための説明会を開催しなければならない。
- 7 第70条の場合には、第1項の通知を発した後遅滞なく、その通知の内容を、所定の掲示場所に掲示しなければならない。
- 8 第1項(会議の目的が建替え決議又はマンション敷地売却決議であるときを除く。)にかかわらず、緊急を要する場合には、棟総会を招集する者は、その棟の区分所有者総数の5分の1以上及び第71条第1項に定める議決権総数の5分の1以上に当たる当該棟の区分所有者の同意を得て、5日間を下回らない範囲において、第1項の期間を短縮することができる。

(出席資格)

第70条 区分所有者以外の住宅の占有者は、会議の目的たる事項につき利害関係を有する場合(管理費の変更等占有者が直接の利害関係を有しない場合を除く。)には、棟総会に出席して意見を述べることができる。この場合において、棟総会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ棟総会を招集した区分所有者にその旨を通知しなければならない。

(議決権)

第71条 区分所有者は、その所有する住宅1戸につき1個の議決権を有する。

- 2 住戸1戸が数人の共有に属する場合、その議決権行使については、これらの共有者をあわせて一の区分所有者とみなす。
- 3 前項により一の区分所有者とみなされる者は、議決権を行使する者1名を選任し、その者の氏名をあらかじめ棟総会開会までに棟総会を招集する者に届け出なければならない。
- 4 区分所有者は、書面又は代理人によって議決権を行使することができる。
- 5 区分所有者が代理人により議決権を行使しようとする場合において、その代理人は、以下の各号に掲げる者でなければならない。
 - 一 その区分所有者の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は一親等の親族
 - 二 その区分所有者の住戸に同居する親族
 - 三 他の区分所有者
- 6 区分所有者又は代理人は、代理権を証する書面を棟総会を招集する者に提出しなければならない。

- 7 区分所有者は、第4項の書面による議決権の行使に代えて、電磁的方法によって議決権を行使することができる。
- 8 区分所有者又は代理人は、第6項の書面の提出に代えて、電磁的方法によって提出することができる。

(議決事項)

第72条 次の各号に掲げる事項については、棟総会の決議を経なければならない。

- 一 区分所有法で団地関係に準用されていない規定に定める事項に係る規約の制定、変更又は廃止
- 二 区分所有法第57条第2項、第58条第1項、第59条第1項又は第60条第1項の訴えの提起及びこれらの訴えを提起すべき者の選任
- 三 建物の一部が滅失した場合の滅失した棟の共用部分の復旧
- 四 区分所有法第62条第1項の場合の建替え及び円滑化法第108条第1項の場合のマンション敷地売却
- 五 区分所有法第69条第7項の建物の建替えを団地内の他の建物の建替えと一括して建替え承認決議に付すこと
- 六 建替え等に係る合意形成に必要となる事項の調査の実施及びその経費に充当する場合の棟別修繕積立金の取崩し

(棟総会の会議及び議事)

第73条 棟総会の議事は、その棟の区分所有者総数の4分の3以上及び第71条第1項に定める議決権総数の4分の3以上で決する。

- 2 次の各号に掲げる事項に関する棟総会の議事は、前項にかかわらず、議決権総数の半数以上を有する区分所有者が出席する会議において、出席区分所有者の議決権の過半数で決する。
 - 一 区分所有法第57条第2項の訴えの提起及び前条第二号の訴えを提起すべき者の選任
 - 二 建物の価格の2分の1以下に相当する部分が滅失した場合の滅失した棟の共用部分の復旧
 - 三 建替え等に係る合意形成に必要となる事項の調査の実施及びその経費に充当する場合の棟別修繕積立金の取崩し
- 3 建替え決議及び前条第五号の団地内の他の建物の建替えと一括して建替え承認決議に付する旨の決議は、第1項にかかわらず、その棟の区分所有者総数の5分の4以上及び議決権総数の5分の4以上で行う。
- 4 マンション敷地売却決議は、第1項にかかわらず、その棟の区分所有者総数、議決権総数及び敷地利用権の持分の価格の各5分の4以上で行う。
- 5 前4項の場合において、書面、電磁的方法又は代理人によって議決権を行使する者は、出席区分所有者とみなす。
- 6 前条第一号において、規約の制定、変更又は廃止がその棟の一部の区分所有者の権利に特別の影響を及ぼすべきときは、その承諾を得なければならない。この場合において、その区分所有者は正当な理由がなければこれを拒否してはならない。
- 7 区分所有法第58条第1項、第59条第1項又は第60条第1項の訴えの提起の決議を行う

には、あらかじめ当該区分所有者又は占有者に対し、弁明する機会を与えなければならない。

- 8 棟総会においては、第69条第1項によりあらかじめ通知した事項についてのみ、決議することができる。

(議事録の作成、保管等)

第74条 棟総会の議事については、議長は、書面又は電磁的記録により、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、又は記録しなければならない。
- 3 前項の場合において、議事録が書面で作成されているときは、議長及び議長の指名する2名の棟総会に出席した区分所有者がこれに署名しなければならない。
- 4 第2項の場合において、議事録が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報については、議長及び議長の指名する2名の棟総会に出席した区分所有者が電子署名をしなければならない。
- 5 議長は、前項の手続きをした後遅滞なく、議事録を理事長に引き渡さなければならない。
- 6 理事長は、議事録を保管し、その棟の区分所有者又は利害関係人の書面又は電磁的方法による請求があったときは、議事録の閲覧(第51条第5項の閲覧をいう。)をさせなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。
- 7 理事長は、所定の掲示場所に、議事録の保管場所を掲示しなければならない。

(書面又は電磁的方法による決議)

第75条 規約により棟総会において決議をすべき場合において、その棟の区分所有者全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係るその棟の区分所有者の承諾については、あらかじめ、その棟の区分所有者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容(第52条第2項に掲げる事項をいう。)を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 2 規約により棟総会において決議すべきものとされた事項については、その棟の区分所有者全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。
- 3 規約により棟総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、棟総会の決議と同一の効力を有する。
- 4 前条第5項から第7項の規定は、書面又は電磁的方法による決議に係る書面並びに第1項及び第2項の電磁的方法が行われた場合に当該電磁的方法により作成される電磁的記録について準用する。
- 5 棟総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

(義務違反者に対する措置)

第76条 区分所有者又は占有者が建物の保存に有害な行為その他建物の管理又は使用に関し区分所有者の共同の利益に反する行為をした場合又はその行為をするおそれがある場合には、区分所有法第57条から第60条までの規定に基づき必要な措置をとることができる。

第9章 雑則

(理事長の勧告及び指示等)

- 第77条 団地建物所有者若しくはその同居人又は専有部分の貸与を受けた者若しくはその同居人（以下「団地建物所有者等」という。）が、法令、規約又は細則等に違反したとき、又は対象物件内における共同生活の秩序を乱す行為を行ったときは、理事長は、理事会の決議を経てその団地建物所有者等に対し、その是正等のため必要な勧告又は指示若しくは警告を行うことができる。
- 2 団地建物所有者は、その同居人又はその所有する専有部分の貸与を受けた者若しくはその同居人が前項の行為を行った場合には、その是正等のため必要な措置を講じなければならない。
 - 3 団地建物所有者等がこの規約若しくは細則等に違反したとき、又は団地建物所有者等若しくは団地建物所有者等以外の第三者が土地、団地共用部分及び附属施設において不法行為を行ったときは、理事長は、理事会の決議を経て、次の措置を講ずることができる。
 - 一 行為の差止め、排除又は原状回復のための必要な措置の請求に関し、管理組合を代表して、訴訟その他法的措置を迫行すること
 - 二 土地、団地共用部分及び附属施設について生じた損害賠償金又は不当利得による返還金の請求又は受領に関し、団地建物所有者のために、訴訟の原告又は被告になること、その他法的措置をとること
 - 4 前項の訴えを提起する場合、理事長は、請求の相手方に対し、違約金としての弁護士費用及び差止め等の諸費用を請求することができる。
 - 5 前項に基づき請求した弁護士費用及び差止め等の諸費用に相当する収納金は、第27条に定める費用に充当する。
 - 6 理事長は、第3項の規定に基づき、団地建物所有者のために、原告又は被告となったときは、遅滞なく、団地建物所有者にその旨を通知しなければならない。この場合には、第45条第2項及び第3項の規定を準用する。

(合意管轄裁判所)

- 第78条 この規約に関する管理組合と組合員間の訴訟については、対象物件所在地を管轄する横浜地方裁判所又は相模原簡易裁判所をもって、第一審管轄裁判所とする。
- 2 第72条第二号に関する訴訟についても、前項と同様とする。

(市及び近隣住民との協定の遵守)

- 第79条 団地建物所有者は、管理組合が相模原市又は近隣住民と締結した協定について、これを誠実に遵守しなければならない。

(細則)

- 第80条 団地総会、棟総会及び理事会の運営、会計処理、管理組合への届出事項等については、別に細則を定めることができる。

(規約外事項)

第81条 規約及び細則等に定めのない事項については、区分所有法その他の法令の定めるところによる。

- 2 規約、細則等又は法令のいずれにも定めのない事項については、団地総会の決議により定める。

(規約原本等)

第82条 この規約を証するため、この規約を決議した団地総会の理事長及び2名の理事が書面に署名又は電磁的記録に電子署名した規約を1通作成し、これを規約原本とする。

- 2 規約原本は、理事長が保管し、団地建物所有者又は利害関係人の書面又は電磁的方法による請求があったときは、規約原本の閲覧をさせなければならない。
- 3 規約が規約原本の内容から団地総会決議又は棟総会決議により変更されているときは、理事長は、1通の書面又は電磁的記録に、現に有効な規約の内容と、その内容が規約原本及び規約変更を決議した団地総会又は棟総会の議事録の内容と相違ないことを記載し、署名又は電子署名した上で、この書面又は電磁的記録を保管する。
- 4 団地建物所有者又は利害関係人の書面又は電磁的方法による請求があったときは、理事長は、規約原本、規約変更を決議した団地総会又は棟総会の議事録及び現に有効な規約の内容を記載した書面又は記録した電磁的記録（以下「規約原本等」という。）並びに現に有効な第18条に基づく細則及び第80条に基づく細則その他の細則の内容を記載した書面又は記録した電磁的記録（以下「細則等」という。）の閲覧をさせなければならない。
- 5 第2項及び前項の場合において、理事長は、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。
- 6 理事長は、所定の掲示場所に、規約原本等及び細則等の保管場所を掲示しなければならない。
- 7 電磁的記録により作成された規約原本等及び細則等の閲覧については、第51条第5項に定める議事録の閲覧に関する規定を準用する。

附 則

(適用期日)

第1条 この規約は、昭和62年4月1日から適用する。

この規約は、平成元年5月28日から適用する。

この規約は、平成19年5月20日から適用する。

この規約は、平成20年5月25日から適用する。

この規約は、平成22年5月23日から適用する。

この規約は、令和5年5月21日から効力を発する。

(経過措置)

第2条 別に定める協定及び細則等の内容とこの規約とに齟齬がある場合には、この規約が優先する。

別表第1

物件名		ロビーシティ相模大野五番街第一団地		
土地	所在地	神奈川県相模原市南区相模大野4-5		
	面積	13766.29 m ²		
	権利関係	所有権		
建物	6号棟	構造部	鉄筋コンクリート造 地上 14階 14階建共同住宅 延べ面積 5210.81m ² 建築面積 434.45m ²	
		専有部分	住戸戸数 55戸 延べ面積 4617.22m ²	
	7号棟	構造部	鉄筋コンクリート造 地上 11階 地下 1階 11階建共同住宅 延べ面積 8186.95m ² 建築面積 989.29m ²	
		専有部分	住戸戸数 92戸 延べ面積 7054.38m ²	
	8号棟	構造部	鉄筋コンクリート造 地上 8階 地下 1階 8階建共同住宅 延べ面積 5312.64m ² 建築面積 688.56m ²	
		専有部分	住戸戸数 63戸 延べ面積 4625.83m ²	
	9号棟	構造部	鉄筋コンクリート造 地上 14階 14階建共同住宅 延べ面積 5496.00m ² 建築面積 449.48m ²	
		専有部分	住戸戸数 56戸 延べ面積 4867.30m ²	
	10号棟	構造部	鉄筋コンクリート造 地上 14階 14階建共同住宅 延べ面積 8043.52m ² 建築面積 633.93m ²	
		専有部分	住戸戸数 84戸 延べ面積 6943.82m ²	
	11号棟	構造部	鉄筋コンクリート造 地上 11階 11階建共同住宅 延べ面積 8857.47m ² 建築面積 1006.23m ²	
		専有部分	住戸戸数 106戸 延べ面積 7872.47m ²	
	附属施設	管理事務所、集会所、駐車場施設、自転車置き場、外灯設備、ゴミ集積所、屋外給水配管設備、污水管、雨水排水管、植樹及びその他の屋外の配線・配管設備並びにこれらに附属する施設、通路等団地内に存する施設		

※附属施設「通路」に関する他管理組合との管理対象区分については別添図を参照。

別表第2 共用部分の範囲

1 棟の共用部分

玄関ホール、スロープ、廊下、階段、エレベーターホール、エレベーター室、電気室、機械室、パイプスペース、メーターボックス（給湯器ボイラー等の設備を除く。）内外壁、界壁、床スラブ、基礎部分、トランクルーム、バルコニー、ルーフテラス、専有部分に属さない「建物の部分」

エレベーター設備、電気設備、給排水衛生設備、ガス配管設備、火災警報設備、インターネット通信設備、テレビ受信設備、オートロック設備、避雷設備、集合郵便受箱、配線配管（給水管については、本管から各住戸メーターを含む部分、雑排水管及び污水管については、配管継手及び堅管）等専有部分に属さない「建物の附属物」

各種配線配管の帰属については下記のとおりとする。

電気配線：幹線から各住戸メーターを含む部分を共用部分とする。

ガス管：本管から各住戸メーターを含む部分を共用部分とする。

給水管：本管から各住戸メーターを含む部分を共用部分とする。

雑排水管・污水管：堅管及び継手部分までを共用部分とする。

（参考）

給湯管：給湯設備・配管全部を専有部分とする。

2 団地共用部分

管理事務所、集会所、ポンプ室（2箇所）等「団地内の附属施設たる建物の部分」

別表第3-1 土地及び共用部分等の共有持分割合

敷地権の目的たる土地

1、相模原市南区相模大野4丁目4009番46	13766.19 m ²	建物敷地
2、相模原市南区相模大野4丁目4009番48	3591.78 m ²	立体駐車場
3、相模原市南区相模大野4丁目4009番49	675.74 m ²	中央広場通路部分
4、相模原市南区相模大野4丁目4009番50	1023.42 m ²	中央広場

				持分割合		
				1	2	3及び4
				分母:34,524,470	分母:1,395,360	分母:49,193,110
	タイプ	戸数	専有部分面積			
6号棟	H	14	75.76	75.760	2.450	75.760
	I	13	75.60	75.600	2.450	75.600
	L	13	82.75	82.750	2.450	82.750
	M	14	84.72	84.720	2.450	84.720
	Q	1	96.08	96.080	2.450	96.080
7号棟	A	1	44.52	44.520	2.450	44.520
	B	18	68.25	68.250	2.450	68.250
	C	6	68.25	68.250	2.450	68.250
	D	22	70.58	70.580	2.450	70.580
	E	11	73.83	73.830	2.450	73.830
	F	3	75.53	75.530	2.450	75.530
	G	1	75.53	75.530	2.450	75.530
	J	6	79.33	79.330	2.450	79.330
	K-1	10	79.93	79.930	2.450	79.930
	K-2	11	79.93	79.930	2.450	79.930
	N	1	86.61	86.610	2.450	86.610
	O	1	91.30	91.300	2.450	91.300
P	1	91.76	91.760	2.450	91.760	
8号棟	B2	7	63.61	63.610	2.450	63.610
	D2	24	67.62	67.620	2.450	67.620
	E2	15	71.09	71.090	2.450	71.090
	F2	8	75.37	75.370	2.450	75.370
	I2	1	77.58	77.580	2.450	77.580
	J2	8	79.26	79.260	2.450	79.260
9号棟	A2	1	52.44	52.440	2.450	52.440
	C2	1	75.60	75.600	2.450	75.600
	G2	14	75.76	75.760	2.450	75.760
	H2	13	75.60	75.600	2.450	75.600
	K2	14	92.72	92.720	2.450	92.720
	L2	13	90.18	90.180	2.450	90.180
10号棟	A3	1	55.14	55.140	2.450	55.140
	B3	3	71.96	71.960	2.450	71.960
	C3(1-7F)	7	77.01	77.010	2.450	77.010
	C3(8-11F)	4	77.61	77.610	2.450	77.610
	C3(12-14F)	3	77.97	77.970	2.450	77.970
	D3(1-7F)	18	77.28	77.280	2.450	77.280
	D3(8-11F)	12	77.74	77.740	2.450	77.740
	D3(12-14F)	9	78.01	78.010	2.450	78.010
	E3(1-7F)	13	84.87	84.870	2.450	84.870
	E3(8-11F)	8	85.15	85.150	2.450	85.150
E3(12-14F)	6	85.31	85.310	2.450	85.310	
11号棟	A5	1	54.64	54.640	2.450	54.640
	B5	5	63.20	63.200	2.450	63.200
	C5-1	9	63.62	63.620	2.450	63.620
	C5-2	10	63.20	63.200	2.450	63.200
	C5-3	1	71.53	71.530	2.450	71.530
	D5	5	63.20	63.200	2.450	63.200
	E5-1	14	69.77	69.770	2.450	69.770
	E5-2	2	76.95	76.950	2.450	76.950
	F5-1	10	69.77	69.770	2.450	69.770
	F5-2	1	76.95	76.950	2.450	76.950
	G5-1	19	73.34	73.340	2.450	73.340
	G5-2	2	81.24	81.240	2.450	81.240
	H5	1	76.88	76.880	2.450	76.880
	J5	5	81.45	81.450	2.450	81.450
	K5	5	69.77	69.770	2.450	69.770
	L5	14	81.45	81.450	2.450	81.450
	M5	1	87.03	87.030	2.450	87.030
N5	1	97.86	97.860	2.450	97.860	

別表第3-2

	タイプ	号室																			
6号棟	H	103	203	303	403	503	603	703	803	903	1003	1103	1203	1303	1403						
	I	202	302	402	502	602	702	802	902	1002	1102	1202	1302	1402							
	L	201	301	401	501	601	701	801	901	1001	1101	1201	1301	1401							
	M	104	204	304	404	504	604	704	804	904	1004	1104	1204	1304	1404						
	Q	101																			
7号棟	A	806																			
	B	207	307	407	507	607	707	208	308	408	508	608	708								
		209	309	409	509	609	709														
	C	206	306	406	506	606	706														
	D	102	202	302	402	502	602	702	802	902	1002	1102									
		103	203	303	403	503	603	703	803	903	1003	1103									
	E	101	201	301	401	501	601	701	801	901	1001	1101									
	F	107	108	109																	
	G	106																			
	J	210	310	410	510	610	710														
	K-1	205	305	405	505	605	705	805	905	1005	1105										
	K-2	104	204	304	404	504	604	704	804	904	1004	1104									
	N	110																			
O	807																				
P	808																				
8号棟	B2	202	302	402	502	602	702	802													
	D2	105	205	305	405	505	605	705	805	106	206	306	406	506	606						
		706	806	107	207	307	407	507	607	707	807										
	E2	203	303	403	503	603	703	803	104	204	304	404	504	604	704	804					
	F2	108	208	308	408	508	608	708	808												
	I2	103																			
J2	101	201	301	401	501	601	701	801													
9号棟	A2	101																			
	C2	102																			
	G2	103	203	303	403	503	603	703	803	903	1003	1103	1203	1303	1403						
	H2	202	302	402	502	602	702	802	902	1002	1102	1202	1302	1402							
	K2	104	204	304	404	504	604	704	804	904	1004	1104	1204	1304	1404						
	L2	201	301	401	501	601	701	801	901	1001	1101	1201	1301	1401							
10号棟	A3	101																			
	B3	102	103	105																	
	C3(1-7F)	104	204	304	404	504	604	704													
	C3(8-11F)	804	904	1004	1104																
	C3(12-14F)	1204	1304	1404																	
	D3(1-7F)	202	203	205	302	303	305	402	403	405	502	503	505	602	603	605	702	703	705		
	D3(8-11F)	802	803	805	902	903	905	1002	1003	1005	1102	1103	1105								
	D3(12-14F)	1202	1203	1205	1302	1303	1305	1402	1403	1405											
	E3(1-7F)	106	201	206	301	306	401	406	501	506	601	606	701	706							
	E3(8-11F)	801	806	901	906	1001	1006	1101	1106												
E3(12-14F)	1201	1206	1301	1306	1401	1406															
11号棟	A5	106																			
	B5	302	502	702	902	1102															
	C5-1	209	309	409	509	609	709	809	909	1009	1109										
	C5-2	206	306	406	506	606	706	806	906	1006	1106										
	C5-3	109																			
	D5	202	402	602	802	1002															
	E5-1	304	504	704	904	1104	208	308	408	508	608	708	808	908	1008						
	E5-2	104	108																		
	F5-1	203	303	403	503	603	703	803	903	1003	1103										
	F5-2	103																			
	G5-1	207	307	407	507	607	707	807	907	1007											
		205	305	405	505	605	705	805	905	1005	1105										
	G5-2	105	107																		
	H5	110																			
	J5	201	401	601	801	1001															
	K5	204	404	604	804	1004															
	L5	301	501	701	901	1101	210	310	410	510	610	710	810	910	1010						
M5	1107																				
N5	102																				

別表第4 バルコニー等の専用使用権

	位置	専用使用権者	使用料
バルコニー	各住戸に接する バルコニー	当該専有部分の 区分所有者	無償
玄関扉、ドア・ク ローザー 窓枠・窓ガラス 網戸、面格子	各住戸に付属する玄関扉、ドア・ク ローザー、窓枠・窓ガラス、網戸、 面格子	当該専有部分の 区分所有者	無償
ルーフテラス	7号棟806号室、7号棟807 号室、7号棟808号室、11号 棟1107号室ルーフテラス	7号棟806号室、7号棟807 号室、7号棟808号室、11号 棟1107号室の区分所有者	無償
アルコーブ	各住戸に接する アルコーブ	当該専有部分の 区分所有者	無償
物干し金物	各住戸に接するバルコニーに設置 の物干し金物	当該専有部分の 区分所有者	無償
テラス	7号棟106号室、7号棟107 号室、7号棟108号室、7号棟1 09号室、7号棟110号室、11 号棟102号室、11号棟103 号室、11号棟104号室、11号 棟105号室、11号棟106号 室、11号棟107号室、11号棟 108号室、11号棟109号室、 11号棟110号室のテラス	7号棟106号室、7号棟107 号室、7号棟108号室、7号棟 109号室、7号棟110号室、 11号棟102号室、11号棟1 03号室、11号棟104号室、 11号棟105号室、11号棟1 06号室、11号棟107号室、 11号棟108号室、11号棟1 09号室、11号棟110号室の 区分所有者	無償
トランクルーム	6号棟・7号棟 1F トランクルーム	6号棟101号室、6号棟1 03号室、6号棟104号室 7号棟101号室、7号棟1 02号室、7号棟103号室、 7号棟104号室の区分所有者	無償
自動火災報知器	各住戸内の 自動火災報知器	当該専有部分の 区分所有者	無償
インターホン	各住戸内の インターホン	当該専有部分の 区分所有者	無償
玄関照明（共用廊 下側）	住戸内に玄関照明（共用廊下側） のスイッチが設置されている住戸 の玄関照明（共用廊下側）	当該専有部分の 区分所有者	無償
集合郵便受け	各棟1Fの集合郵便受け	表示された号室の区分所有者	無償

※サンルームは、専有部分の取扱いとする。（第7条第2項第三号）

別添図：※通路他敷地内の管理区分は添付のとおり。

